

第2回 横浜市自殺対策計画策定検討会	
日時	平成30年6月8日(金)10時~12時
開催場所	市庁舎5階関係機関執務室
出席者	日野委員、長見委員、水谷委員、飯田委員、清水委員、花立委員、鈴木康明委員、伊藤委員、嶋田委員、角田委員、金子委員、鈴木茂久委員、白川委員、本間委員、黒岩委員(代理:佐藤委員)、三嶽委員
欠席者	稗田委員、南部委員、山口委員、斎藤委員、酒井委員
開催形態	公開(傍聴人0人)
議題	<p>1 横浜市の自殺の現状について(県と県内政令市との比較)(追加)</p> <p>(日野委員) 前回も出ていた話かもしれないが、自殺未遂歴のある方が亡くなっている数が増えてきているというのは、他の都市と比べても、横浜市の大きな特徴であると思う。</p> <p>あとは、「経済・生活問題」が横浜だけ2位なのか。それとも、神奈川県全体でもそうなのか。この辺というのはどうしてかということや、どういふところに関わっているかというのは、何か考えられることはあるか。</p> <p>(事務局) 「経済・生活問題」が上位にきている理由などの分析はできていない状況である。</p> <p>2 基本施策と重点施策について</p> <p>(事務局) 委員の皆様からご意見をいただく前に、基本施策・重点施策の考え方などについて説明させていただきたい。</p> <p>計画の目標についてですが、国が自殺総合対策大綱の中で平成37年の自殺死亡率を27年と比べて30%減少させることを目標にしており、その大綱に基づいて、各都道府県、市町村が、計画を策定していくこととしているため、本市でも10年後に3割減になるということを前提にして、数値目標を設定したい。</p> <p>この3割減という目標は、実現のハードルは高いと考えている。本市の自殺者数の直近のピークは平成22年の788人、28年は550人になっており、大体7割以下に減っている。しかし、これをさらに3割を下げていくということは非常に大変な数字と思っている。</p> <p>それに向けてやるべきこととしては、本市の自殺の特徴を分析し、そこにより注力をしていくということが必要でないかと思っている。横浜市の自殺の特徴としては3つあり、1つは、40~50代の男性が多く、全体の約4割を占めている。また、この方たちを見ると、無職ではなく有職者が多い。</p> <p>次に、市全体の自殺者数が減少するなかで、自殺未遂の経験のある自殺者数が全体の約2割を超え、若干ではあるが人数が増加してきていること。</p> <p>3つ目は、20歳未満~20代の人口自体が減少しているなかで、その年代の自殺死亡率が下がっていない。むしろ若干ではあるが、増加してき</p>

ている。

こういった特徴などを踏まえ、施策を検討する上での視点としては、自殺企図の可能性の高い対象への実践的な予防対策、自殺の兆しを早期に発見し対応するための効果的相談対応の実施、学生から就労者、高齢者等まで届く効果的な普及啓発の方法、対策の検証に向けた関係者からのヒアリング等による統計からは見えない市内の自殺実態の把握、こういったことに対応して、より効果、実効性のある計画を策定し、高いハードルである3割減というものを実現したいと考えている。

■基本施策1、基本施策2について（事務局から説明）

（水谷委員）県社会福祉士会では、去年、一昨年と、瀬谷区と協働で、地域の方に向けたゲートキーパー研修を実施している。地域ケアプラザとも協働しており、例えば、ケアプラザに来る方や、あるいは、地域で活動されている民生委員などに参加いただき、ゲートキーパーの説明や少しつらそうな方に気づく、また、声かけの仕方を広く知っていただくような形で実施した。ゲートキーパー研修に参加された方には、方法がわかったということで、きちんと話を聞けるようになった、あるいは、参加された方の身近に亡くなった方がおられたり、友達を自殺で亡くされたり、自分自身が家族を亡くされて少し苦しい気持ちであるという方が参加するのだなと感じたので、身近な地域でもゲートキーパー研修をやっていくというのも必要なのではないかと思った。

あと、もう一点は、行政の方や福祉保健センターの職員の方も、なかなか業務が大変で、相談が来ても、どうしてもその相談の課題に視点がいつてしまっていて、その後ろにある気持ちまでなかなか気づけないことがある。そこに気づくというようなどころもやっていただけるといいのかなと思う。

（角田委員）栄区は、18区役所の中で一つだけWHO推奨のセーフコミュニティの取組を行っており、そこには自殺対策の分科会がある。その中の取組の一つがゲートキーパー育成であり、栄区の場合は、「ゲートキーパー」のことを少し親しみを込めて「ハートフルサポーター」という名称で呼んでいる。区役所内の全職員対象に年2回ぐらいにわけて、新しく区役所に異動してきた職員や希望する者を対象にハートフルサポーター養成研修を実施している。

そこでは、基本は、気づきがあったら相談窓口一覧のリーフレットなどを活用して相談窓口につなぐことやそもそも自殺は追い込まれた末の死であるという認識をもつなどの内容で、必ず年度当初に研修を行って、受講する職員が増えていくことで、区役所の職員は全員研修を受けてハートフルサポーターになれるという計画で実施している。

また、昨年度は、地域の保健活動推進員向けの研修も一度実施している状況である。

(花立委員) 横浜のこの電話は、相談活動を始めて約38年経つ。38年で相談電話の回数は累計788,884回、昨年度も21,000件くらいの電話を受けている。内容としては、自殺したいとか自殺という言葉が出てきたのが11%くらいである。

我々の研修は、養成研修と継続研修に分かれており、養成研修のほうは1年かけて毎週1回くらいの割合で、ロールプレイを中心とした研修や座学を中心とした研修などを行っている。

この場を借りてお願いをしたいというのが、相談員として応募する者が非常に少なくなってきたおり、ピーク的时候は1991年ぐらゐに310名ぐらゐいた相談員が、今、その6割ぐらゐになっている。年1回だけ募集活動をして1年かけて相談員養成しており、横浜市の関係部局には協力いただいているが、より一層、相談員の数が増えていけるよう協力していただきたいと思っている。

#### ■基本施策3について（事務局から説明）

(嶋田委員) ベースで継続して広報活動を行うのに加えて、強化月間を設定してピークの山をつくるというのは、そのときに集中してマスメディアも意識を高めたり、こういう問題があるということを集中的に呼びかけるいい機会にもなると思うため、このような取組は継続していくと良いに思う。ただ、これは、今までも行っていることなので今後さらに普及啓発を実施していくかというのは、やはり本気で、たとえば市長など、トップも含めた形でこれに取り組んでいくと大きく打ち出せると良いのではないか。

当然、自殺というのは、あらゆる行政が抱える課題とも共通していて、その一つ一つが解決していくことというのは、市民にとって、生活がまた豊かになるということにもつながっていくため、そこがすべて連動しているということもかなり広くアピールした上で、何か強い取組というのを呼びかけてもいいのではないかというふうに思う。

(伊藤委員) 若者に対しては、もちろんインターネットが有効だというのは一つあるが、若者をそもそも巻き込んで啓発するというのも大切と思う。すなわち何かをキャンペーンするとき、行政が主体になるというよりは、たとえば近隣の大学と連携して、若者が主体的に関わる形で進めると、若者に届く言葉が出てきたりするんで、大学などと共働してやっていくというのも一つ届く視点なのかなと思う。

(長見委員) 中学生、高校生などに対しての0次予防というか、そういった観点での普及、啓発みたいなものというのも、やはり大事だと思うが、教育のほうなどで、実際に取り組んでいるものがあれば教えていただきたい。

(三嶽委員) 子どもの教育の中では、当然、命の重さ、友達の大切さ、こころの悩み、体の健康というようなことは重視していかなければならないと考えている。

また、それを支える周りに対する普及啓発というのは必要になってくるため、昨年は教育委員会から、5回程度学校向けに通知を发出している。時期は4月当初や6月、9月の予防週間に合わせてと、それから、少し時間を置いて、また2月。特に長期休業明けの相談や日常の相談体制の拡充ということで、保護者向けや学校向けに通知を发出している。

■基本施策4、基本施策5について（事務局から説明）

(鈴木康明委員)

今の説明にあった「遺された方」の中に子どもは入っているか。

(事務局) 自死遺児の方たちも含まれてくると考えている。

(鈴木康明委員)

なぜ質問したかという、やはり遺児から考えることが、自殺対策を明確にする一つの証かと思っている。まず、遺された方は、単なる心理的な問題だけではなく、政治的な問題も、経済的な問題も、宗教的な問題も、丸抱えになる。したがって、これを1人が担うことは、はっきり言って無理だと思う。だから、チームアプローチになっていく。

そういう中で今私が心がけているのが、遺された子どもと、その家族をユニットとして捉えていく。今までの相談や分かち合いにしても、大人は大人、子どもは子どもという形で動いているが、子どもたちは、遺された親と一緒に生きているため、その方も含めた支援ということで、私は「ユニット」という言い方をされていて、これがやはり遺族支援の一つの形かと思っている。

その視点から見っていくと、子どもたちにとって一番身近な専門家は、教員であると思う。子どもたちが自分に起きたことを学校の先生に言っているかというところほとんど言っていない、先生に言わない、知られたくないという状況がある。その中でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと先生を中心とした支援体制をもう一度見直していきたいと思う。

やはり自殺は起きないに越したことはないため、予防的な視点をどれだけ伝えられるかということだと思うし、やはり教育であると思う。

今回の大綱改定の中で「SOSの出し方教育」とあるが、そのSOSを誰が受け取るのか、どのように対応していくのかを慎重に考える必要がある。その中で先生の支援も行っていくことでゲートキーパーや相談窓口などがいきてくると思う。

(白川委員) 自死遺族のつどいとホットラインについては、平成 19 年から継続している。人数が減っていた時期もあったが、ホームページを、つどいの場の雰囲気わかりやすいような形に変えたら、やはりまた増えてきて、こここのところは、1 回で 10 名ぐらいが参加するというような状況に変わってきている。

情報の発信方法を少し工夫することで、遺族の方たちをうまく支えるということもできるため、今後もいろいろな工夫をしながら支えていきたいと思う。

また、市職員が、その遺族の方たちに誤った対応をしてはいけないので、基礎研修というものを毎年実施している。また、人権研修という形で、自死遺族のことについて少し理解をしてもらったりするというようなことで、日々、ゲートキーパーを増やす努力をしている。

(飯田委員) 神奈川県弁護士会では、自死遺族ホットラインを昨年半年間、試行の段階を経て今年 1 月から本格実施をしている。相談としては、月に 3～4 件で、中身はいわば労災や労災自殺に当たるかどうかという検討や「住んでいたマンションの非常階段のようなところから飛び降りて、それで、それについて風評被害のことが出たら、どうしようか」という相談など。

ホットラインについては、宣伝が少し足りないところがあると思っている。救急救命センターなどに対してリーフレットを配布するなどできるだけ広く周知しているが、横浜市のホットラインともいろいろ連携しながらやっていければいいと思っている。

(清水委員) 自殺未遂者への支援に関して言えば、法律サイドの司法書士、弁護士というのは、本人が法律問題を抱えている場合は、解決のための道筋をつけて、いろいろな必要となる人材の方に声をかけて、チームでその方を支えていくというような形でやるのが大事で、その中で、法律手続きのところを担うというところかと思う。

ただ、最初に接点を持った関係で、そのあともずっと旗振り役を担うことが多いが、その辺の体制を行政のほうでコーディネーターのような形で地域に配置してもらえるとよいと思う。

また、若者、特に学校に通っている子のゲートキーパーたる役割というのは、教員の役割は非常に大きいと思う。そのためには、教員への研修の実施など教育現場での支援体制の強化が必要であると思う。地域での人材育成により人材の数を増やしていくとともに、育成する人材の対象を絞ってやっていくというのも大事かと思う。特に「若者の自殺をもっと減らすべきだ」と言うのであれば、教員への継続した研修が必要であると思う。

また、親の貧困、借金問題、親の離婚の問題などの子どもたちの背景にある様々な問題をきちんと把握することで、行政や法律サイドの人間に

つなぐことができると思う。お互いのやっていることや知識などを補完しながらつなぎやすくしていくというのも大事なのではないかと、常々思っている。

さらに、いじめ問題は話題になることが多いが、いじめ問題を自殺問題と認識して対応していかないと適切な対応ができないのではないかとと思う。そのためにも、自殺対策に関する基礎研修のようなものを、教員の皆さんと教育関係者の皆さんも受けていただくことが必要であると思う。

(鈴木康明委員)

先ほどの話ともつながるが、決して教員を責めているということではなく、有力な、本当に確かなメンバーとして考えているからこそ「一緒にやっていきませんか」という、こういう発想であるので、そこは誤解のないようお願いしたい。

それと、もう一点は、関わっている人を支えるということシステムとして、組織としてすることが大切かと思う。支援者が、支援者の苦悩を理解して、それこそチームアプローチで支えていくということかと思う。その点で教員を考えてみたときに、「先生にすべてを担え」などと言っているわけではなく、一番身近にいる専門家として、まず見つけていただいたら、つないでくださいということかと思う。

(花立委員) いのちの電話には、いろいろ電話相談がある中で、法律的な問題は、私どもの法律専門相談という弁護士のところにつなぎ、心理相談については、心理専門相談という別室を持って、そちらに紹介している。その他の諸々の相談先というリストは、自分たちの知識の中で集めたもので1冊つくって、それを相談員が見ながらご紹介するというのが現状であり、できれば「こういう問題は、どこが相談窓口ですよ」というもののひな型があるととても助かると思う。

(飯田委員) 基本施策5に関連して、弁護士側の取組としては、年2回のワークショップを、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、いのちの電話の担当の方などで、その時々テーマを決め実施している。

そこの中でのつながりから連携できた事例として、一つ紹介すると、ギャンブル依存症で多重債務により借金の返済ができなかった方がいた。弁護士が一度介入して、任意整理をして親族の援助により返済が完了していた。ところが、ギャンブル依存があるものですから、借金の整理が終わると、ほっとしたのもあるのか、またパチンコにはまってしまって、再び借金ができるということを何回か繰り返して私のところに相談に来た。同じように借金の整理自体は簡単なのだが、それだけでは問題は解決しないので、ケースワーカーの方にご紹介してもらい、精神科を受診してもらって、その後はおそらく解決できたということがあった。

■重点施策1について（事務局から説明）

（日野委員）医療機関における自殺未遂者への支援としては、我々の救命救急センターでの取組とさいとうクリニックと、いわゆる精神科診療体制が十分ではない救急医療機関がつながって、退院後のフォローアップをするというような治療をやっていると思う。いわゆる精神科がある救急医療機関というのは、精神科と救急科が何とか連携してやっていけるのだろうというふうに思っている。

ただ、横浜市は、救命救急センターが9つあって、やはり精神科が全くない病院というのもある。そこがやはりすごく困っているのだろうと思うので、さいとうクリニックが取り組んでいる形はすごく良い形だと思うので、他の救急医療機関とも近くのクリニックがさらにつながっていくというような、さらに同じ例が増えていくといいと思う。

あとは、基本施策4の遺されている方の支援というの、やはり救急の現場として、しっかりやっていくところなのではないかと思う。

自死遺族向けのリーフレットは、横浜市ですごく良いものを作っていると思っているが、役所のほかに、いわゆる救急医療機関、消防、警察の方で、このリーフレットを配布するなどというのは、現状ではしていないのか。

（事務局）リーフレットについては、基本的には区役所を中心に配布しているが、警察や救急医療機関などで配布するなど、必要な方に届くようにということは考えていきたい。

（長見委員）自殺未遂者へのアプローチというのは、エビデンスがしっかりしているものなので大事な取組だと思う。

これは、僕が個人的にスーパーバイズを受けている、現場のワーカーからの声を少しここでお伝えしたいと思う。実は、二次救急医療機関のワーカーがかなり疲弊をしている状況がある。診療報酬の関係でワーカーが配置されたが、かなりの件数が自殺未遂や自傷行為などで運ばれてくる。しかし、非常に対応に困っていて、きちんと関わりたいのだけれども、「いや。それよりも、もう早くベッドを回転させなければ」などということで、結構プレッシャーがかかるなど、十分な援助ができないということや、経験が少ない者は何とかしたいがどうアプローチしていいかわからない。関係機関に相談したいが、なかなかこの機関につなげたらいいのか、非常に悩んでいるワーカーが多い。

やはり自傷行為や自殺行動というのを繰り返していて、それが最悪の形で亡くなってしまうということなので、一番軽いところから関わってストップをかけるというのが一番大事なことだと思う。やはり三次救急だけではなく、二次救急へのアプローチや、そこで働く専門職員へのサポートなども取り組む必要があると思う。

(本間委員) 今は市大センター病院、そして、横浜労災病院という取組があると思うので、そうした取組を救命救急センターや、二次救急医療機関に広げていく仕組みというのが必要であると思う。そうした中で特に PSW の方など向けに研修などができたらよいと考えている。

(白川委員) 精神科救急でも、自傷他害要件で警察から通報があつて、措置入院という形で入院になる場合もあるが、昨年から、措置入院者の退院後支援ということでフォローが始まっているので、そのあたりも自傷や自殺未遂の方たちのフォローという意味でも今後は強化されていくと思う。

(佐藤委員) 消防局ですが、平成 28 年中の自損行為に関する救急の出場件数は、1,246 件となっている。また、救急隊の活動として、自損行為で救急出場した際には、まず、救急隊員の使命として、その方の命を助けるというところに重きを置いて、活動する。それが自殺なのかそうでないのかというところは、あまり活動としては関連性がないのかというふうに思っている。少し時系列的に申し上げると、救急隊が救急医療機関のほうに搬送した段階で医師のほうに引き継ぎを行う。同行した家族は、事務手続きの方に回るため、接触もなかなかできず、ご本人も基本的に意識がなければ、本当に自殺企図だったかもわからない。したがって、消防としては、それが自殺企図であったか、そうでないかも含めて、なかなか判断が難しい。亡くなられた場合だと、警察により事件性がないかも判断することになる。消防としてはまずは命を助けるというところを重点的にやっていくことだと思っている。

#### ■重点施策 2 について (事務局より説明)

(伊藤委員) 参考資料 4 について、我々のほうで 1 か月間ほど実施した調査ですが、「死にたい」「自殺の方法」など、そういったワードを調べている人たちに対して、広告を出し、どのぐらいクリックがあつたのかということや、クリックが多かったのはどういうものかということを示したものです。結果的には、1 か月で大体 1,171 クリックがあつた。これは、予算の関係などもあるが、最大で、1 か月で大体 3,000 クリック以上にすることは可能というのが、横浜市内での私たちの予測であり、もし我々が相談活動を行う場合は、大体年間 1,000 人以上の自殺リスクが高い人たちを特定できる・支援できるだろうと思う。

若者に対して、行政のほうでホームページをつくってもなかなか来ないとする、当然その情報を届けることに、何らかの工夫が必要になってくる。そこで、自殺総合対策大綱でも、「ICT も用いたアウトリーチ」というのが明記されているが、まさにアウトリーチが必要ということである。

では、どういったアウトリーチをすればいいのかを考えた時にインターネット広告というのは、非常に重要になってくる。ただ、リスクの高い



人にだけ情報を届ける方法というのは、実は今のところはツイッターと検索連動広告と考えている。グーグルなどで、「死にたい」などつぶやいている人にだけ広告を出すという方法しかない。ツイッターに関しては、横浜市というエリア限定ができないので、できるのは、今は検索連動広告だけになる。要するに、横浜市で「死にたい」と入力すると、広告を出せる。そして、その広告をクリックした人に対して、何らかのサポートを届ける。

また、今回の調査のように、直接、相談の窓口にも、例えば、「生活困窮 死にたい」ということだったら、生活困窮者の窓口につながるということもできる。前回ご説明させていただいたように、我々のほうでホームページをつくって、そこでも相談を受けるという方法もできる。

重点施策3の「課題別の相談窓口、効果的な案内の検討」というのもインターネットでできる。今私たちも開発中だが、「死にたい」など、いろいろなワードを調べている人たちに対して、ホームページを見せて、そこからたとえば「生活で困っている」など、ボタンがいくつかあって、クリックすると、「40代です」などとクリックしていくと、「あなたは、ここに相談してくださいね」みたいな、相談のマッチングシステムみたいなのを今はつくっているの、そういったことも検討していくと良いと思う。

(金子委員) 青少年の相談では、横浜市青少年相談センター、地域ユースプラザ、若者サポートステーションの3機関が連携して支援を行うこととしている。

青少年相談センターでは、電話と来所の相談を受けており、特にひきこもりの方への支援では、市内4か所の地域ユースプラザで来所相談や自立支援のケアをしている。さらに就労というところまでを考えられるようになると、市内2か所の地域若者ステーションでサポートをするというようなステップを考えた相談機関の連携を構築している。

(鈴木康明委員)

30年あまり青年期後期に関わっているが、東京都の若者対策の中で私の大学も関わったことがあり、具体的には、シンポジウムを開いて、命の大切さをみんなで共有しようという大前提の中で動いたが、そこに至るまでもいろいろな思いがあった。

先進国の中で唯一、いわゆる若者の死因の第1位が「自殺」であるということをもっと肝に銘じるべきではないかと思う。日頃のやり取りの中で、「困ったとき誰に相談している？」ということは、日常でやり取りしているが、誰にも言わないという現状がある。親、スクールカウンセラー、親友、交際相手などには言えないという前提の中で、誰にも言わないということはどう私たちは考えていったらいいか、本当に悩ましい。では、「電話」もめんどくさい、「LINE」もうっとうしいと、全部外れて

いく。

そういう中で唯一どこにも出ないで対応できるものが、もしかすると、一つのツールかと思っている。非常に大変な問題であると同時に、大切なことだということを実感した。

(清水委員) 伊藤委員の取組は、もし行政で後押しができるのであれば広めていただければと思う。そこに、ここにいる皆さんがうまくその仕組みの中で連携していくような感じになると、さらに悩みへの対応もさらに充実したものになるのかと思った。

LINE を中心にした、利用の伸びを見ると、5年前から10～30代は伸びている。要は、会わないで、子どもたちがやり取りするという現状をうまく利用して、伊藤委員の仕組みにマッチさせていくというのはとても大事なのだろうと実感した。

(花立委員) 横浜いのちの電話の38年間の年代別の受信状況は、当初は10～20代が圧倒的に多かったものが、今は50～60代が多い。

ただ、3月に神奈川県が実施したツイッターによる広告連動の形での相談では、優位的な差が出てきて、電話相談にかかってくる件数が、年代層が低くなった。ただ思いのほか10～20代ではなくて、30代中心で増えてきているという状態があった。私どもの上部団体のほうでは、インターネット相談をやっており、3月と9月には、チャット相談も実施している。

また、若者向けに電話相談を啓発するようなDVDを今はつくっており、それをYou Tubeに載せようかということも考えたりしている。ツイッターとチャットを使って、できれば電話相談につなげたいというのが、今の私どもの考え方で、できれば、そういう意味では、伊藤委員の取組と連動しながら、電話相談につなげるかということも検討していきたい。

(三嶽委員) 教育委員会では、若年層の中の特に小中高校生について担当しているがその子どもたちについては、自殺の減少ということではなく、もうさせてはいけない、0にということをとにかく目指していかなければならないということを肝に銘じている。当然その中教員の役割というのは、とても大きくなっていくこともその通りだと感じている。

横浜の場合は、「誰もが安心して、豊かに生活できる学校を」ということで、人権尊重を基盤とした教育ということをもう平成13年と15年の教育長の通知以来継続しており、もちろんそれ以上前から人権教育を大事にしている中で、一人一人に寄り添うということ、子どもたちの自尊感情を高めていくというような教育を進めていくというのは、もう根本的な考え方で教員育成も行っている。

しかし、すべての教員がそこにきちんと寄り添えて、きちんとできてい

るかということに関しては、まだまだの部分も多々あるかと思うので、何度も繰り返してやっていかなければならないことだと思っている。

また、課題を抱えている子どもの背景にはさまざまなものがあるということも我々は十分つかんでいる。ところが、なかなか学校として入り込めない部分というのも当然出てきますので、それに対して、組織的に対応していかなければいけないというようなことの整備を進めており、カウンセラーの整備、スクールソーシャルワーカーと生徒指導の専任などというような形でとにかく外といかにつながりながら、広い目で子どもたちを見ていくかということが重要だと思っている。

横浜市には現在、学校が 509 校あり、何校かに 1 人であるが、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置しているが、人材の確保や育成はこの先も大きな課題になってくると思っている。

また、8 月末から 9 月に非常に多くなるということで、学校に通知を出しながら、夏休み明けは、すべての子どもと教育相談をするというような手続きを取って、子どもが少し話をすることをしている。そこで先生方が気づけるようにということで、『自殺予防の基礎知識』という資料を配って、これを見た上で子どもと対応してもらおうということを進めている。

さらに文部科学省からは、「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身につける等のための教育」、いわゆる、「SOS の出し方に関する教育」が示されているが、これも子どもたちの社会的なスキルをつくっていこうというプログラムの中に、困ったときにどうするか、それを聞いたときにどうするかも含めて学級の中で訓練できるようなプログラムを学校で推奨することを進めている。

それから、相談機能として、電話相談は「いじめ 110 番」、「学校生活あんしんダイヤル」を実施している。かなり受けつけているのですけれども。今は、国のほうで SNS を使った相談。いわゆる LINE を使った相談神奈川県では、LINE を使った相談をモデル実施しており、今年 9 月に、横浜市内は 5 つの学校、それ以外の全県の学校で、2 週間ほど、SNS の相談を試行し。検証を行うこととしている。SNS からどうやって電話相談につないでいくかということや、誰がそれを返して、キャッチするかという、そこに非常に大きな課題があるとも思っている。

### ■重点施策 3 について（事務局から説明）

（鈴木茂久委員）

生活困窮者自立支援制度は平成 27 年度から始まった。横浜市では、各区の保護課という窓口を生活支援課と名称を変えて、生活困窮者自立支援制度と、生活保護の業務をおこなっている。

生活困窮者制度自体だけでは、なかなか解決が難しく、やはりチーム支援ということで、ネットワークの強化、対策を支える人材の育成、普及、

	<p>啓発の促進ということで、自殺対策についての取組が、生活困窮の制度にも当てはまると感じていた。</p> <p>我々のほうも、経済的な困窮や地域で孤立している方々が、窓口につながるような連携、それから、支援する側の人材育成といったものに取り組んでいきたいと思っている。</p> <p>(閉会)</p>
資料	<p><b>【配布資料】</b></p> <p>資料1 横浜市の自殺の現状（県と県内政令市との比較）</p> <p>資料2 横浜市自殺対策計画（仮称）骨子案</p> <p>資料2-1 横浜市自殺対策計画（仮称）の基本・重点施策の検討の視点</p> <p>資料2-2 基本施策・重点施策（案）及び考え方</p> <p><b>【参考資料】</b></p> <p>参考1 かながわ自殺対策計画（概要版）</p> <p>参考2 横浜市の自殺の現状（第1回検討会資料）</p> <p>参考3 地域自殺実態プロフィール</p> <p>参考4 平成29年度横浜市におけるICTを通じた自殺対策相談に係るニーズ調査報告書</p> <p><b>【委員提供資料】</b> こども青少年局青少年育成課 金子委員</p>